

改正案

現行

<p>第一条 削除</p>	<p>（法第七条第一項の政令で定める施設） 第一条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）（第七条第一項の政令で定める施設は、次に掲げる施設とする。） 一 下水道終末処理施設 二 地方公共団体が設置するし尿処理施設 三 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第五十七条の四第一項に規定する農業集落排水施設整備事業に係る施設（し尿処理施設に限る。）</p>
<p>（法第七条第一項の政令で定める規模） 第二条 湖沼水質保全特別措置法（以下「法」という。）（第七条第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）<u>第二条第五項に規定する排水をいう。</u>）の量が五十立方メートルであるものとする。 （法第七条第一項の政令で定める項目） 第二条の二 法第七条第一項の政令で定める項目は、<u>第一号及び第六号に掲げる湖沼については化学的酸素要求量及びりん含有量とし、第二号から第五号まで及び第七号から第十号までに掲げる湖沼については化学的酸素要求量、窒素含有量及びりん含有量とする。</u> 一（十）（略）</p>	<p>（法第七条第一項の政令で定める規模） 第二条 法第七条第一項の政令で定める規模は、一日当たりの平均的な排水（水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第三十八号）<u>第二条第四項に規定する排水をいう。</u>）の量が五十立方メートルであるものとする。 （法第七条第一項の政令で定める項目） 第二条の二 法第七条第一項の政令で定める項目は、<u>第一号及び第六号に掲げる湖沼については化学的酸素要求量及び磷含有量とし、第二号から第五号まで及び第七号から第十号までに掲げる湖沼については化学的酸素要求量、窒素含有量及び磷含有量とする。</u> 一（十）（略） （法第十一条第一項の政令で定める設置に係る手続） 第三条 法第十一条第一項の政令で定める設置に係る手続は、<u>水質汚濁防止法第五条の規定による届出とする。</u></p>
<p>第三条及び第四条 削除</p>	<p>（法第十一条第一項の政令で定める設置に係る手続） 第三条 法第十一条第一項の政令で定める設置に係る手続は、<u>水質汚濁防止法第五条の規定による届出とする。</u></p>

第五条 第十条 (略)

(指定地域内の公共用水域の管理を行う者)

第十一条 法第三十九条第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、岡山市及び倉敷市の長(以下この条において「政令市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 八 (略)

九 法第二十四条及び第二十八条の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

十 法第三十九条第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務

(法第十一条第一項ただし書の政令で定める変更に係る手続)

第四条 法第十一条第一項ただし書の政令で定める変更に係る手続は、水質汚濁防止法第七条の規定による届出とする。

第五条 第十条 (略)

(指定地域内の公共用水域の管理を行う者)

第十一条 法第二十八条第二項の政令で定める者は、次に掲げるとおりとする。

一 三 (略)

四 土地改良法に基づき農業用排水施設の管理を行う国、都道府県、市町村及び土地改良区

(政令で定める市の長による事務の処理)

第十二条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務のうち、次に掲げるものは、千葉市、船橋市、松戸市、柏市、大津市、京都市、岡山市及び倉敷市の長(以下この条において「政令市の長」という。)が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、政令市の長に関する規定として政令市の長に適用があるものとする。

一 八 (略)

九 法第二十四条の規定による指導、助言及び勧告に関する事務

十 法第二十八条第一項の規定による協力を求め、又は意見を述べること及び同条第二項の規定による意見の聴取に関する事務